

自動車・同付属品製造業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労働 者規 模
2	10~11	構内南側フェンス付近の楠木の伐採作業で楠木の枝と近くの小屋の柱をロープで結び電気鋸で伐採していた。伐採したところ、切った枝が脚立の脚に当たり、その衝撃で、被災者は、上段約2.5mの高さから仰向けに落下し、背中を強打した。背中の打撲および背骨を骨折した。	78	30~ 49
4	11~ 12	工場内にて清掃中、品物を棚に上げる際に踏み台から足を滑らせ転倒し、棚の柱に頭を打った。	48	10~ 29
5	20~ 21	トイレに行く為、加工現場の階段を降りて左へ曲がろうとしたところ、バランスを崩して左足首を捻挫した。	35	1000 ~ 9999
5	9~ 10	溶接ラインで架台上のエアコンダクト復旧作業中、エアコンダクト寸法を確認するため脚立を降りていた時、急いで降りようとして残り2段目で振り向いた時に左足が滑ってバランスを崩し、脚立の内側に左足が入り込んだ状態で転落し、左膝を強打した。	40	100 ~ 299
6	11~ 12	工場内で脚立に登り、トラックの屋根部分を清掃しようとしたところ、バランスを崩し地面に足から落下し、踵を骨折した。	50	10~ 29
11	23~ 24	装置点検作業のために踏み台に左足から上がろうとした際、躓き、左足の脛部を踏み台にぶつけて受傷した。後日、再診を受けたが、傷口が塞がっておらず、手術を行い縫合を実施した。	54	500 ~ 999
	11~	構内において、チェーンの脱着練習中、装着後チェーンを外した後、タイヤに付けていたコップより、タイヤを下ろす時、車両を前進させようとしたところ動かず、輪止めに気付いて、焦ってサイドブレーキを引かずに、トラックを離れ、輪		500

11	12	止めを外したところ、車両が前進してしまい、車両右側の前に立ち、止めようと両手で押さえたが、止まらず、コンクリート壁に体が挟まれる状態になり、右側に体を逃がした。その際に、左の薬指・小指を骨折し、右手首を骨折したものである。	53	～ 999
11	9～ 10	派遣先事業所の洗車場にてロードローラーの洗車中に、高圧洗浄機及び柄の長い洗車用ブラシを使用していたところ、跳ね返った水（洗剤）が右目に入ってしまった。すぐに水で流したが、洗剤がアルカリ性の業務用のものだったため、右目を負傷した。	45	50～ 99
11	13～ 14	工場内において、脚立に乗って作業中、降りようとしたところステップが無い方に踏み込んでしまい、そのまま1mの高さから落下し、左手をついた時に手首を痛めた。	25	30～ 49
12	12～13	工場内にて、昼の休憩時間中、機械の動作状況を見ようとして脚立に上っていて、下りる際に不注意で足を踏み外し、床に落下し負傷した。	69	50～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html